

◎日本国政府と中華人民共和国政府との間の海上における搜索及び救助に
ついでに協力に関する協定

(略称) 中華人民共和国との海上搜索救助協定

二〇一八年一〇月二六日 北京で署名
二〇一九年 二月一四日 効力発生
二〇一九年 二月二五日 告示

(外務省告示第四一号)

目次	ページ
前文	二二九
第一条 緊密な協力	二三九
第二条 援助のための緊急措置	二三九
第三条 緊急措置に関する通報	二三九
第四条 実施方法	二四〇
第五条 関係法令に従った実施	二四〇
第六条 協議	二四〇
第七条 改正又は補足	二四〇
第八条 効力発生	二四〇
末文	二四一

日本国政府と中華人民共和国政府との間の海上における搜索及び救助についての協力に関する協定

前文

日本国政府及び中華人民共和国政府（以下「締約国政府」という。）は、海上における人命の安全を確保し、及び海上における搜索救助活動の効率を更に向上させるため、改正された千九百七十九年の海上における搜索及び救助に関する国際条約に基づいて、次のとおり協定した。

第一条

両締約国政府は、この協定に従い、これまで行ってきた搜索救助活動と同様の搜索救助活動を行うとともに、これをより効果的なものとするため、双方の能力に応じて更に緊密な協力を行う。

緊密な協力

第二条

いずれの一方の締約国政府も、いかなる者又は船舶の遭難警報を受信した場合においても、当該者又は船舶に対し、その国籍若しくは地位又は発見されるとき状況にかかわらず必要な援助が与えられることを確保するために緊急措置をとらなければならない。

援助のための緊急措置

第三条

- 1 両締約国政府は、前条に規定する緊急措置をとるに際して、必要な場合には、当該緊急措置に関する情報（遭難者及び遭難船舶についての関連情報を含む。）を相互に通報しなければならない。
- 2 1の通報については、次の機関を通じて行う。
 - (1) 日本国については、国土交通省海上保安庁
 - (2) 中華人民共和国については、交通運輸部中国海上搜索救助センター

緊急措置に関する通報

日本国政府と中華人民共和国政府

海上搜索救助合作協定

日本国政府と中華人民共和国政府（以下简称締約双方），为保障海上人命安全和进一步提高海上搜寻救助活动的效率，根据经修正的《1979年国际海上搜寻救助公约》，达成协议如下：

第一条

締約双方将根据本协议继续开展与一直以来进行的搜寻救助活动同样地搜寻救助活动，并按照双方的能力，进行更加紧密的合作，以使该活动更有效。

第二条

締約任何一方在收到任何人员、船舶的遇险报警时，对该人员和船舶无论其国籍、地位及发现时的状况如何，为确保给予必要的帮助，都应采取紧急步骤。

第三条

- 一、締約双方在采取前条规定的紧急步骤时，如有必要，须就该紧急步骤的相关信息（含遇险者及遇险船舶相关信息）进行相互通报。
- 二、本条第一款所述通报，通过以下机关进行：
 - (1) 日本国国土交通省海上保安庁
 - (2) 中華人民共和国交通运输部中国海上搜救中心

中華人民共和国との海上搜索救助協定

3 1の通報を行うに当たり、2に規定する一方の締約国政府の機関は、必要な場合には、最も迅速で効果的な搜索及び救助の方法を検討するため、2に規定する他方の締約国政府の機関と調整を行う。

第四条

両締約国政府は、第一条の規定を実施するため、協議の上、その実施方法を定めることができる。

第五条

1 両締約国政府は、国際法及びそれぞれの国において施行されている関係法令に従ってこの協定を実施する。

2 この協定のいかなる規定も、日本国又は中華人民共和国を締約国とする他の現行の二国間又は多数国間の国際約束に基づくそれぞれの国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

3 この協定のいかなる規定も、海洋法並びに沿岸国及び旗国の管轄権の性質及び範囲に関するそれぞれの締約国政府の現在又は将来の主張及び法的見解を害するものではない。

第六条

この協定の適用又は解釈に関して生ずる問題は、両締約国政府の間の協議によって解決する。

第七条

この協定は、両締約国政府の間の合意によって改正し、又は補足することができる。その改正又は補足は、両締約国政府の間の外交上の公文の交換によって確認された後に効力を生ずる。

第八条

1 両締約国政府は、この協定の効力発生のために必要な国内手続を完了した旨を外交上の公文により相互に通告する。この協定は、双方の外交上の公文が受領された日のうちいずれか遅い方の日に効力を生ずる。

三、当进行本条第一款所述的通报时，缔约一方本条第二款规定的机关必要时为研究最迅速和最有效的搜寻救助方式，可与缔约另一方本条第二款规定的机关进行协调。

第四条

为落实第一条的规定，缔约双方可协商制订实施方案。

第五条

一、缔约双方将根据国际法及各方国内施行的有关法律和法规，实施本协议。

二、本协议中的所有条款均不得影响日本国或者中华人民共和国根据其已缔结的现行双边或多边国际条约分别应享有的权利和承担的义务。

三、本协议中的所有条款均不得妨碍缔约双方目前和今后就海洋法及沿岸国和船舶国管辖权的性质和范围所提出的要求和法律上的意见。

第六条

缔约双方应就本协议的适用或解释所产生的问题进行协商加以解决。

第七条

经双方同意，可对本协议进行修改或补充。对本协议进行修改或补充应通过双方互换外交照会确认后生效。

第八条

一、缔约双方应通过外交照会方式相互通知已完成使本协议生效所必须的国内程序，本协议将自最后一份外交照会收到之日起生效。

2 この協定は、三年間効力を有するものとし、次の(1)又は(2)に規定する場合を除くほか、その効力は、自動的に三年間ずつ延長される。

(1) 両締約国政府が別段の合意をする場合

(2) 一方の締約国政府が他方の締約国政府に対して、書面によりこの協定の終了を希望する旨を通告する場合。この場合には、この協定は、当該他方の締約国政府がその通告を受領した日の後六箇月で終了する。

3 この協定の終了は、両締約国政府による別段の合意がある場合を除くほか、既にこの協定に従って行われており、かつ、この協定の終了の時に完了していないいかなる海上における搜索救助活動に対しても影響を及ぼすものではない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十八年十月二十六日に北京で、ひとしく正文である日本語及び中国語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

河野太郎

中華人民共和国政府のために

李 小鹏

二、本協定有効期3年、除以下(1)或(2)所规定的情况、本協定有效期將自动延長3年、并依此法顺延。

(1) 締約双方另有协议

(2) 如果締約一方书面通知另一方希望終止本協定、則本協定將在另一方接到此通知之日起6个月後終止

三、除締約双方另有协议外、本協定的終止不影响根据本協定正在进行的以及本協定終止时尚未完成的任何海上搜索救助活动的开展。

以下经各自政府授权的代表在本協定上签字、以昭信守。

本協定于二〇一八年十月二十六日在北京签订、一式两份、每份均用日文和中文写成、两种文本同等作准。

日本国政府代表

河野太郎

中華人民共和国政府代表

李 小鹏

（参考）

この協定は、中国との間で、円滑かつ効率的な搜索救助活動を行うため、海上搜索救助分野における協力に関する法的枠組みについて定めるものである。